

RSPO（持続可能なパーム油のための円卓会議）
持続可能なパーム油生産のための原則と基準（仮訳）
RSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil)
Principles and Criteria for Sustainable Palm Oil Production

翻訳：財団法人 地球・人間環境フォーラム
translated into Japanese by Global Environmental Forum

前文

「持続可能なパーム油のための円卓会議（RSPO）」の会員として、我々はともに長い道のりの一歩を踏み出した。この原則と基準を、現状の知識に照らして最良のアプローチであると考え、承認した。会員は、可能な限り広い範囲で原則と基準の適用を図ることにおいて、誠意をもってお互いに支援をし合う。さらに、様々なセクターからなる会員は、持続可能なパーム油の利用を積極的に促進する。

持続可能なパーム油の生産とは、法律にかなった、経済的に実行可能な、環境面で適切で、社会的に役立つ管理と経営である。これらは、以下の原則と基準、そしてガイダンスと定義（草案）を適用することで実現できる。

現在、市場には入手可能な遺伝子組換え（GM）パーム油は存在せず、入手可能になるのは先のことになると考えられる。よって、遺伝子組換えパーム油に関する基準はない。

これらの基準は、採択日から 2 年間の試験期間の後、見直しがされる予定である。試験実施期間を置いた目標は、原則と基準を実地試験にかけること、そしてガイダンスを改善することにある。特に、小規模所有者のための原則と基準の適用のためのガイダンスは重要な側面である。この試験期間内に国別の解説も開発される予定である。

RSPO の原則と基準の遵守に関する一般からの申し立ては、第三者による検証及び RSPO の承認なしには行われない。

原則と基準

原則 1：透明性へのコミットメント

基準 1.1 アブラヤシ（オイルパーム、パーム椰子）の栽培者及び製造・加工業者は他のステークホルダーに対し、RSPO の基準に関連する環境的・社会的・法的問題について、彼らが意思決定に効果的に参加できるよう、適切な言語及び形式で適切な情報を提供しなければならない

基準 1.2 管理文書は、業務上秘密として公表できない、または情報の開示が環境面または社会面で悪影響を引き起こす可能性がある場合を除き、一般に入手可能でな

ければならない

原則 2：適用法令と規則の遵守

基準 2.1 すべての地域、国内、及び批准された国際法と規則を遵守しなければならない

基準 2.2 土地利用権は、証明可能なものである必要があり、そして証明可能な権利を持つ地元のコミュニティが、法律にかなった形で異議をとなえていてはならない

基準 2.3 アブラヤシのための土地利用により、他の土地利用者の法的権利または慣習的権利を、彼らの十分な説明に基づく事前の自発的な同意なく損なうことがあってはならない

原則 3：長期的な経済的・財政的実行可能性へのコミットメント

基準 3.1 長期的な経済的・財政的実行可能性の達成を目指した経営計画が実施されなければならない

原則 4：栽培者及び製造・加工業者によるベスト・プラクティスの活用

基準 4.1 施業手順は適切に記録され、常に実施、監視されなければならない

基準 4.2 施業により、土壌の肥沃度は最適かつ持続的な収量を確保するレベルに維持されるか、もしくは可能であれば土壌の肥沃度を向上させなければならない

基準 4.3 施業により、土壌の侵食や劣化が緩和・抑制されなければならない

基準 4.4 施業により、地表水や地下水の質及び入手可能性が維持されなければならない

基準 4.5 害虫や病気、雑草や侵入外来種は適切な統合的害虫管理（IPM）の技術を適用して効果的に対処されなければならない

基準 4.6 農薬は、健康または環境を危険にさらさない方法で使用されなければならない。予防的使用法がなく、そして WHO（世界保健機関）の 1A 型または 1B 型に分類されているか、またはストックホルム条約もしくはロッテルダム条約でリストに挙げられた農薬が使用される場合は、生産者は積極的に代替品を特定するよう努力し、それは記録されなければならない

基準 4.7 業務上の健康と安全に関する計画は文書化され、効果的に伝達・実施されなければならない

基準 4.8 すべてのスタッフ、労働者、小自作農、請負業者は適切に教育されなければならない

原則 5：環境に関する責任と自然資源及び生物多様性の保全

- 基準 5.1 プランテーションや製造・加工工場が影響を及ぼす環境的側面を特定し、悪影響を緩和し、効果を促進するための計画が、継続的な改善が実証されるように作成、実施、監視されなければならない
- 基準 5.2 希少種や絶滅危惧種、またはや保護価値の高い生息地がプランテーションの中に存在する、もしくはプランテーションや製造・加工工場経営によって影響を受ける可能性がある場合、その状況が特定され、その保全について経営計画や業務において考慮されなければならない
- 基準 5.3 廃棄物は環境的にも社会的にも責任ある方法で発生抑制、再生利用、再使用、処分・処理されなければならない
- 基準 5.4 エネルギー効率や再生可能エネルギーの使用は最大化されなければならない
- 基準 5.5 ASEAN（東南アジア諸国連合）のガイドライン、もしくはその他の地域のベスト・プラクティスの中で特定されているような場合を除き、廃棄物処分・処理やアブラヤシの植え替えのための土地整備のために火の利用は避けなければならない
- 基準 5.6 汚染や温室効果ガスなどの排出を削減するための計画が作成、実施、監視されなければならない

原則 6：栽培者や製造・加工工場によって影響を受ける従業員及び個人やコミュニティに関する責任ある配慮

- 基準 6.1 プランテーションや製造・加工工場が影響を及ぼす社会的側面は、参加型手法で特定され、悪影響を緩和し、効果を促進するための計画が、継続的な改善が実証されるように作成、実施、監視されなければならない
- 基準 6.2 栽培者及び/または製造・加工業者、地元コミュニティ、その他の影響を受ける、または関心のある利害関係者との間の情報交換や協議のためのオープンかつ透明性のある方法が存在しなければならない
- 基準 6.3 相互に合意・文書化された苦情処理システムがあり、それはすべての関係者によって実施、承認されていなければならぬ
- 基準 6.4 法的または慣習上の権利の損失に対する補償金に関する交渉は、先住民や地元コミュニティ、その他のステークホルダーが自らを代理する組織を通じて意見を表明できるような、文書化されたシステムによって行われなければならない

- 基準 6.5 従業員及び請負業者経由の従業員に対する賃金や条件は、常に少なくとも法的または業界の最低基準を満たし、従業員の基本的ニーズを満たし、可処分所得を与えるのに十分でなければならない
- 基準 6.6 雇用者は、すべての従業員に対して自分たちの選択で労働組合を結成・加入し、団体交渉する権利を尊重しなければならない。組合や団体交渉の自由に関する権利が法律の下で制限される場合、雇用者はそのような従業員に対して独立した自由な組合や団体交渉を確保する同等の方法を推進しなければならない
- 基準 6.7 児童労働は行われてはならない。児童は有害な労働状況にさらされてはならない。児童による労働は家族農園において、大人の監督の下、教育プログラムを妨げない場合に容認される
- 基準 6.8 雇用者は人種、社会的階級、出身国、宗教、障害、性別、性的志向、労働組合への加入、政治的所属、年齢に基づく差別に加担したり、それを支持したりしない
- 基準 6.9 セクシャル・ハラスメントや女性に対するその他のあらゆる暴力行為を防ぎ、女性のリプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）を保護するための方針が策定、適用されなければならない
- 基準 6.10 栽培者と製造・加工業者は、小自作農やその他の地元企業に対し、公平かつ透明性を持って応対しなければならない
- 基準 6.11 栽培者と製造・加工業者は、可能な限り、地元の持続可能な発展に貢献しなければならない

原則 7：新規プランテーションの責任ある開発

- 基準 7.1 新たなプランテーション開発や事業が実施される、または現行の事業が拡大される前に、総合的かつ参加型の独立した社会・環境面の影響評価が実施され、その結果は計画や経営、事業に組み込まれなければならない
- 基準 7.2 新規プランテーション開発の開始に際し、敷地計画策定に土壤調査や地形情報が利用され、その結果は計画及び事業に組み込まれなければならない
- 基準 7.3 2005年11月（RSPO会員による本基本方針の採択予定日）以降の新たなプランテーション開発は、原生林または保護価値の高い土地を1カ所以上含む地域で行ってはならない

- 基準 7.4 急勾配の地形及び/または生産性が低く脆弱な土地でのプランテーション開発は避けなければならない
- 基準 7.5 地元の人々の土地における新たなプランテーション開発は、彼らの十分な説明に基づく事前の自発的な同意なしで行われてはならない。そして先住民や地元のコミュニティ、その他のステークホルダーが自らを代理する組織を通じて自分たちの意見を表明することができる、文書化されたシステムを通じて処理されなければならない
- 基準 7.6 地元の人々に対して、彼らの十分な説明に基づく事前の自発的な同意及び交渉による合意があるという前提条件のもとに、土地取得や権利放棄に対して補償を支払わなければならない
- 基準 7.7 ASEAN のガイドラインまたはその他の地域のベスト・プラクティスで特定されているような状況以外、新たなプランテーションの造成において火を使用してはならない

原則 8：主要な活動分野における継続的な改善へのコミットメント

- 基準 8.1 栽培者及び製造・加工業者は、定期的に自分たちの活動を監視し、見直し、主要な事業において継続的に改善が実証できるような行動計画を策定・実施しなければならない

以上

※この文章は、参考のために作成した仮訳であり、翻訳内容の正確性について保証するものではありません。正確な内容が必要な場合には、英文の原典をご参照ください。また、誤り等についてご指摘いただければ幸いです。連絡先：地球・人間環境フォーラム（E メール：contact@gef.or.jp、TEL：03-3813-9735）。